

ドミニカ共和国入国時に PCR 検査陰性証明書等の提示を要求される国の追加

令和3年6月29日
在ドミニカ共和国日本国大使館

ドミニカ共和国民間航空評議会（Junta de Aviación Civil）は、6月25日付決議133-2021に基づき、6月28日より、ブラジル、南アフリカ及びインドの3か国に加え、次の15か国からドミニカ共和国に到着する全ての乗客（当該第三国を経由して到着した者及び入国14日前に該当する国に滞在した者を含む）に対し、到着72時間前までに実施した新型コロナウイルスPCR検査の陰性証明、または、最終接種から3週間以上経過したワクチン接種証明書の提示を求める（5歳未満の搭乗者は免除）決定をしました。

つきましては、提示が必要とされる書類を所持していない場合、乗客は航空会社により搭乗を拒否される可能性がありますので、ご注意ください。

（追加国）

オーストラリア、英国（イングランド、北アイルランド、スコットランド、ウェールズ）、インドネシア、イラク、イラン、クウェート、モナコ、アイルランド、コンゴ民主共和国、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セネガル、シリア、スイス、タイ、チュニジア

なお、上記18か国以外から入国する全ての乗客については、無作為に抽出された者に対する新型コロナウイルス迅速検査が維持されますが、到着72時間前までに実施したPCR検査の陰性証明または最終接種から3週間以上経過したワクチン接種証明書を提示する場合は、同検査は免除されます。

今回の措置についての詳しい内容（スペイン語のみ）は、次のリンクからご確認いただけます。

○<http://www.jac.gob.do/index.php/resoluciones-de-la-junta/reunion-pleno/category/137-resoluciones-25-06-21>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp